

令和2年度上田第五中学校部活動について

部活動係

はじめに～部活動を行う心構え～

部活動は学校教育の一環として、学校では大切な活動として考えています。入部については各個人、家庭の判断になります。部活動の継続、入部にあたっては、よく考え決定してください。また、部活動に入るということは、〇〇部に所属し、部の名前を背負うことになります。校外に出れば「第五中学校の〇〇部の〇〇さん」といったように周りから見られます。学校生活を含め、自分の生活態度等に問題があれば所属する部活動にも迷惑をかけることになります。以下に決まり等が書かれていますが、部活動を行う者として「学校のルールや決まり」を守ることでできる立派な生徒であることを基本としてください。やるからは自分にとってプラスとなる活動にしましょう。

部活動テーマ

文武両道

部活動を通して、勝つことの嬉しさや負けることの悔しさ、目標に向かって部員と協力・団結することの大切さ等、様々なことを学んでほしい。しかし、中学生の本分は勉強である。毎日の授業や提出ノートを疎かにせず、勉強と部活動の両立を図っていきたい。

上田市立第五中学校部活動方針

- (1) 平日に1日、土日に1日の休養日を設定する。平日は木曜日(部によっては別の曜日)をノー部活デーとする。定期テスト3日前から部活動は行わない。
- (2) 土日の練習は、午前・午後にわたらないようにする。ただし、練習試合や教育活動と認められた大会については、終日可とする。
土・日と連続して活動した場合は、可能な限り近い週の休日に2日間連続の休みをとる。
- (3) 平日の部活動は総活動時間を2時間程度までとする。
- (4) 朝部活は原則として行わない。自主練等も一切行わない。ただし、放課後の活動が行えず練習時間が確保できない期間は朝部活を実施する。(10～3月)また、月初めの朝部活動は、活動場所やその周辺の清掃を行う。
(※各部、中体連大会2週間前は朝の活動を認める。活動時間は7:30～8:00とする。)
朝の部活動終了後、片付けをし、速やかに教室へ移動する。8:10以降は活動場所にいないようにすること。(8:15入室)朝、集会がある場合は、通常より5分早く活動を終了する。
- (5) 延長部活動について(週2回程度)
 - ・実施期間・・・10月～2月(朝部活の始まりと同時進行)
 - ・活動時間・・・放課後～18:10 下校 18:20
 - ・活動場所・・・校舎、体育館、社会体育館、グラウンド
 - ・晩秋から冬期間で暗くなるため、下校は保護者の迎えであること。9月中～下旬頃に参加確認書を配布し参加の可否を確認する。保護者の迎えが出来ない場合には延長部活動には参加をせず、通常の下校時間で下校をする。(※お迎え時の事故については保護者様加入の保険で対応願います)
- (6) 中体連、県市町村主催、吹奏楽連盟等教育活動として認められている大会以外の大会や練習の参加については、顧問と相談し校長の判断で決定する。
- (7) 部活動の延長としての社会体育活動(吹奏楽含む)は行わない。
- (8) 各部活動の事情(大会前や大会後にテストがある場合など)により活動を行わなければならない場合は、校長先生に確認をして家庭通知を各部で配布をする。活動時間については、その季節の活動時間内で設定する。
- (9) 長期休業中の部活動においては、休業日の2分の1程度の日数とする。
- (10) 各部が週番で下校状況を調べる。完全下校が守れない場合は「部活動週番指導報告書」を通して顧問に連絡する。(合わせて部活動週番の部の顧問が該当部活動の顧問に連絡)

活動時間

月	部活動終了校時刻 (5時間日課の場合)	部活動下校時刻 (5時間日課の場合)	放課後の活動時間 (5時間日課の場合)
4・5 6・7月	18:10 (17:25)	18:25 (17:40)	1時間45分 (2時間)
8月	17:45 (17:25)	18:00 (17:40)	1時間30分 (2時間)
9月7日～ 9月14日～ 9月29日～ 10月5日～	17:30 (17:25) 17:15 17:00 16:45	17:45 (17:40) 17:30 17:15 17:00	1時間15分 (2時間) 1時間(2時間) 45分(1時間45分) 30分(1時間30分)
10月12日～	16:15	16:30	週2回の延長部活 (朝部活と合わせて2時間以内)
1月7日～ 2月1日～ 2月15日～	16:30 17:00 17:15	16:45 17:15 17:30	15分(1時間15分) 45分(1時間45分) 1時間(2時間)
3月1日～	17:30 (17:25)	17:45 (17:40)	1時間15分 (2時間)

※6h授業…16:25～/5h授業…15:25～部活動開始として計算しています。

活動全般に関わるきまり(保護者関係)

- (1) 部室内での飲食は禁止とする。また、休日練習以外の飲食物の持参は認めない。
- (2) 休日に飲み物を持参する場合は、水筒・スポーツボトル等に入れて持参する。ペットボトルや缶は持参しない。また、中身はお茶か水(湯)、スポーツドリンクのみとする。
- (3) 携帯電話、携帯プレーヤー、ゲーム機、マンガ、現金やアメ、ガム等のお菓子など活動に必要なもの以外は絶対に持参しない。
- (4) 休日の部活動は自転車を利用しても良いが、その場合は必ず安全の決まりに従うこと。特にヘルメットをかぶり(あごひもをしっかりと締め)、事故のないように気をつける。
- (5) 行き帰りに買い食い等をしない。活動終了後は寄り道をせずまっすぐ帰宅する。
- (6) 原則として部活動の途中変更(退部)はせず、やむを得ないときは、本人、学級担任、顧問、保護者の4者でよく話し合って決めること。